

秋田市雄和高尾山レクリエーション施設管理業務委託仕様書

1 目的

本委託業務は、レクリエーション施設（高尾山荘、トイレ、駐車場、遊歩道、キャンプ場および芝生地等）を適正に維持管理し、使用者に快適な利用環境を提供することを目的とする。

2 委託期間および施設の所在、使用期間

委託期間 契約締結の翌日から令和8年11月13日までとする。

施設の所在 秋田市雄和女米木字高麓沢76番地1

施設の使用期間 令和8年5月1日から同年10月31日まで

施設の使用時間 使用時間は、午前9時から午後5時まで（高尾山荘またはキャンプ場に宿泊して使用する場合にあっては終日）とする。

3 委託内容

(1) 施設の開閉館および巡回

高尾山荘の開閉館と周辺施設の巡回

(2) 施設の清掃

レクリエーション施設のゴミや枯葉等を収集し、速やかに運搬処理すること。

(3) 水源地の巡回、清掃

水源地を適宜巡回し、ゴミ等をすみやかに処理すること。

(4) 施設使用者の案内、調整

レクリエーション施設使用者への施設案内を行うとともに、状況に応じて施設の利用調整をおこなうこと。

(5) 冬囲い撤去・設置

レクリエーション施設の使用期間に合わせ、速やかに実施すること。

4 作業回数

各作業の回数は、別紙作業回数に示すとおりとする。

5 施設の特徴、地理的条件などを考慮し、地域主催の行事等に対し、受託の範囲内において可能な限り協力すること。

6 報告書等

(1) 各月毎に別紙作業の確認に示す月別実施報告書（任意様式）を作成し、翌月の10日まで（10日が閉庁日の場合には、翌開庁日）に提出すること。

(2) 全ての業務が完了したときは、業務完了報告書を提出しなければならない。

7 その他

- (1) レクリエーション施設を適時巡回し、異変等を発見した場合は、直ちに担当課に報告すること。
- (2) 秋田市雄和高尾山レクリエーション施設条例、本仕様書および関連する法令等を遵守すること。
- (3) 利用者から意見や要望があった場合や各種トラブル、苦情等には迅速的確に対応し、その顛末を都度報告すること。
- (4) レクリエーション施設、付属設備および備品の適切な維持管理に努め、施設を清潔に保ち、利用者に対するサービス向上に努めること。
- (5) 快適な施設環境を維持するため、日常または定期的に必要な保守点検業務を行い、各種機器類の性能を維持し、故障の予防、設備の恒久化に努めること。
- (6) 業務受託者は、業務の全部または主たる部分を一括して再委託してはならない。
 - ア 業務の一部を再委託するときは、速やかに書面により秋田市に届け出なければならない。
 - イ 業務の一部を再委託したとき、業務受託者は、主体的に秋田市との協議、連絡および報告業務を行うとともに、再委託者への指導、監理を実施しなければならない。
- (7) 業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (8) 関係機関との良好な関係を維持すること。
- (9) 危機管理体制を構築すること。
- (10) 業務受託者は、荒天時または荒天が予想される場合は、被害予防措置を講じるとともに秋田市と緊密に連絡を取り、レクリエーション施設の運営に関して十分に打合せを行うこと。

8 本仕様書に定めのない事項および疑義を生じた事項については、協議のうえ決定する。

別紙

○作業回数

主な作業の回数は、下記の表に基づき実施するものとし、予め作業計画書（任意様式）を提出すること。

項目	回数・時期
施設の開閉館および巡回	184回（5月1日～10月31日、1回/日） （平日：122回 休日：62回）
施設の清掃	適宜
水源地の巡回、清掃	適宜
冬囲い撤去・設置	4月下旬、11月上旬
施設使用者の案内、調整	適宜

○作業の確認

作業状況を確認するため、下記書類を月別実施報告書として提出すること。

項目	提出書類
施設の開閉館および巡回	日報
施設の清掃	日報および写真（数回程度）
水源地の巡回、清掃	日報
施設使用者の案内、調整	日報
施設使用者の集計	集計表